

令和6年第2回御宿町議会定例会

議事日程（第2号）

令和6年6月13日（木曜日）午前10時00分開議

- | | | |
|--------|--------|--|
| 日程第 1 | 報告第 1号 | 御宿町水道事業会計予算繰越計算書について |
| 日程第 2 | 報告第 2号 | 御宿町一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第 3 | 報告第 3号 | 御宿町一般会計事故繰越し繰越計算書について |
| 日程第 4 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第 5 | 議案第 1号 | 専決処分の承認を求めることについて (御宿町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について) |
| 日程第 6 | 議案第 2号 | 布施学校組合の解散について |
| 日程第 7 | 議案第 3号 | 御宿町農業委員会委員の任命について |
| 日程第 8 | 議案第 4号 | 御宿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 5号 | 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 6号 | 御宿町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 7号 | 御宿町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 8号 | 令和6年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 13 | 議案第 9号 | 令和6年度御宿町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第 14 | 請願第 2号 | 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書 |
| 日程第 15 | 請願第 3号 | 「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書 |

日程第16 請願第4号 小中学校の給食費無償化など負担軽減を求める請願

本日の会議に付した事件

日程第16まで議事日程に同じ

追加日程第1 発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について

追加日程第2 発議第2号 国における2025年度教育予算拡充に関する意見書の提出について

出席議員（10名）

| | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 藤井利一君 | 2番 | 岩瀬環樹君 |
| 3番 | 塩入健次君 | 4番 | 滝口一浩君 |
| 5番 | 土井茂夫君 | 6番 | 北村昭彦君 |
| 7番 | 伊藤城祐君 | 8番 | 石井芳清君 |
| 9番 | 椎木藤弘君 | 10番 | 田中とよ子君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|--------|--------|
| 町長 | 石田義廣君 | 教育長 | 前森勤君 |
| 総務課長 | 殿岡豊君 | 企画財政課長 | 埋田禎久君 |
| 産業観光課長 | 石井学君 | 税務住民課長 | 金井亜紀子君 |
| 建設水道課長 | 永石知功君 | 全町公園課長 | 伊藤広幸君 |
| 保健福祉課長 | 田邊義博君 | 教育課長 | 吉野信次君 |
| 会計室長 | 米本貴志君 | | |

事務局職員出席者

事務局長 市原茂君 主 事 長 谷真子君

◎開議の宣告

○議長（滝口一浩君） 皆さん、おはようございます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付しました日程のとおりです。よろしく申し上げます。

本日の出席議員は10名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い静粛をお願いいたします。

また、携帯電話の類いは使用できませんので、電源をお切りください。

暑い方は、議員、執行部とも上着を脱いで結構です。

（午前10時00分）

◎報告第1号の上程、説明

○議長（滝口一浩君） これより日程に入ります。

日程第1、報告第1号 御宿町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

建設水道課長の報告を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） それでは、報告第1号 令和5年度御宿町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和5年度御宿町水道事業会計予算建設改良費を令和6年度へ繰越しを行ったことを同法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

令和5年度御宿町水道事業会計予算繰越計算書をご覧ください。

今回、繰越いたしました内容は、令和5年3月定例会で議決いただきました御宿町浄水場2系フロキュレーター更新工事であり、繰越金額は5,023万7,000円でございます。

繰越しとなった理由は、工事に必要な部品の調達に時間を要したためですが、水道部品については能登半島地震で被害があった水道施設を優先していることによるものでございます。

本事業の契約の状態としては、株式会社水機テクノスと令和6年3月22日までの契約を締結

していましたが、令和7年3月24日を履行期限とする変更を取り交わしております。

以上、ご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） 以上で報告第1号を終了いたします。

◎報告第2号の上程、説明

○議長（滝口一浩君） 日程第2、報告第2号 御宿町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

企画財政課長の報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（埋田禎久君） 報告第2号 御宿町一般会計繰越明許費繰越計算書について説明いたします。

繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

内容につきましては、令和5年第4回定例会及び令和6年第1回定例会にて議決いただいた繰越明許費で、事業費及びその財源について繰越し手続を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

それでは、事業ごとに説明させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費の千葉県防災行政無線設備再整備事業は、千葉県が行う再整備工事に係る市町村負担金で、県から工事に係る部材の調達に時間を要し、年度内の事業完了及び負担金請求が困難となった旨の通知を受けたことから繰越明許費に設定したもので、事業費の決定に伴い1,139万9,000円を繰り越しました。財源は町債及び一般財源を充当しております。

なお、事業完了は年度末を予定しております。

同じく1項防災備蓄品購入補助事業は、物価高騰への支援として防災備蓄品等の購入について補助するため早期着手としたものの、年度内の事業完了が困難なため繰越明許費に設定したもので、事業費の決定に伴い150万円を繰り越しました。財源は国庫支出金及び一般財源を充当しております。

なお、事業完了は年度末を予定しております。

3項戸籍住民台帳費の戸籍システム改修事業は、国のスケジュール変更により戸籍法改正による全国一斉のシステム改修について、年度内の事業完了が困難なため繰越明許費に設定したもので、事業費の決定に伴い1,282万6,000円を繰り越しました。財源は国庫補助金を充当しております。

なお、事業完了は年度末を予定しております。

3 款民生費、1 項社会福祉費の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業（一体支援）は、国の物価高騰による住民生活への対応として、低所得者支援給付金の支給を行うもので、早期着手としたものの、次年度にわたる事業であることから年度内の事業完了が困難なため繰越明許費に設定したもので、事業費の決定に伴い8,275万5,396円を繰り越しました。財源は国庫支出金及び一般財源を充当しております。

なお、事業完了は12月を予定しております。

4 款衛生費、1 項保健衛生費の省エネ家電買い替え促進事業は、物価高騰、電気代高騰対策として、省エネ家電の買替え促進のため早期着手としたものの、年度内の事業完了が困難なため繰越明許費に設定したもので、事業費の決定に伴い200万円を繰り越しました。財源は国庫支出金及び一般財源を充当しております。

なお、事業完了は10月を予定しております。

2 項清掃費の廃棄物処理広域化事業は、廃棄物処理の広域化の検討に伴い必要となる夷隅郡市2市2町の事業費等の基礎調査業務委託費で、業務完了に一定期間を要するため繰越明許費に設定したもので、事業費の決定に伴い58万3,000円を繰り越しました。財源は全額一般財源を充当しております。

なお、事業完了は10月を予定しております。

6 款商工費、1 項商工費の公用車購入事業は、観光事業等に使用する公用車の買換えで、流通が減少していることから早期着手としたものの、年度内の事業完了が困難なため繰越明許費に設定したもので、事業費の決定に伴い240万9,000円を繰り越しました。財源は全額一般財源を充当しております。

なお、事業完了は6月末を予定しております。

同じく1 項砂丘橋設計業務委託は、部材及び工法の選択等に時間を要し、年度内の事業完了が困難なため繰越明許費に設定したもので、事業費の決定に伴い576万4,000円を繰り越しました。財源は町債及び一般財源を充当しております。

なお、事業完了は年度末を予定しております。

7 款土木費、2 項道路橋梁費の56号橋、59号橋及び65橋補修工事は、現地調査に不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難なため繰越明許費に設定したもので、事業費の決定に伴い1,149万600円を繰り越しました。財源は国庫支出金、町債及び一般財源を充当しております。

なお、事業完了は6月末を予定しております。

同じく2項、0106号線道路改良工事は、資材の調達に時間を要し年度内の事業完了が困難なため繰越明許費に設定したもので、事業費の決定に伴い385万円を繰り越しました。財源は全額一般財源を充当しております。

なお、事業完了は6月末を予定しております。

5項河川費の普通河川清水川護岸整備工事は、資材の調達に時間を要し年度内の事業完了が困難なため繰越明許費に設定したもので、事業費の決定に伴い504万9,000円を繰り越しました。財源は町債及び一般財源を充当しております。

なお、事業完了は6月末を予定しております。

8款消防費、1項消防費の第1分団旧久保詰所解体事業は、劣化が著しいことから詰所解体に向け早期着手としたものの、年度内の事業完了が困難なため繰越明許費に設定したもので、事業費の決定に伴い1,406万3,390円を繰り越しました。財源は全額一般財源を充当しております。

なお、事業完了は8月を予定しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（滝口一浩君） 以上で報告第2号を終了いたします。

◎報告第3号の上程、説明

○議長（滝口一浩君） 日程第3、報告第3号 御宿町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

企画財政課長の報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（埋田禎久君） 報告第3号 御宿町一般会計事故繰越し繰越計算書についてご説明いたします。

議案に添付しております令和5年度御宿町一般会計事故繰越し繰越計算書をご覧ください。

7款土木費、2項道路橋梁費の5042号線土留設置工事は、現場の状況から急遽、施工方法の変更を行ったことに加え、降雨の影響によりり面の施工に時間を要し、年度内に事業を完了することができなかったことから、支出負担行為額137万1,700円の全額を事故繰越したものです。財源は一般財源です。

なお、工事は4月に完了しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（滝口一浩君） 以上で報告第3号を終了いたします。

◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第4、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

石田町長より議案の説明を求めます。

○町長（石田義廣君） 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由を申し上げます。

本年9月30日をもちまして任期満了となります人権擁護委員、井上富士子氏に代わりまして、石田裕一氏を同委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

石田裕一氏の略歴につきましては別紙のとおりでありますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（滝口一浩君） お諮りいたします。

諮問第1号は適任と答申したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は適任と答申することに決しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第5、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（御宿町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

総務課長より議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） それでは、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

今回の専決処分につきましては、条例の改正に関わるもので、御宿町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報

の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が令和6年5月27日に施行されたことから、御宿町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により令和6年5月27日に専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものです。

初めに、法改正の概要でございますが、デジタル社会の基盤とされる個人番号及び個人番号カードについての利便性を向上するため、個人番号の利用範囲の拡大や個人番号の利用に関する規定の見直しが行われたものです。

個人番号の内部利用等につきましては、条例で規定することにより利用が可能となりますが、これまで番号利用する法定事務について、法律上での別表第2で規定されておりましたが、事務の性質が同様のものであり、主務省令で定める準法定事務においても利用拡大を図るため法別表第2を廃止し、新たに別表として集約をした上で利便性の向上を図るものです。

次に、条例の具体的な改正内容でございますが、新旧対照表にてご説明させていただきますので、お手元の議案、2枚目の新旧対照表をご覧ください。

第2条では用語の定義として2号を加えるもので、法第19条8号に規定されている情報連携を行うことができる事務を特定個人番号利用事務とし、特定個人番号利用事務を処理するために必要な情報を利用特定個人情報として定義づけをするものです。

第4条では法別表第2を引用している箇所について、第2条で加えた用語に改めるため、所要の改正を行うものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

本改正で対照表の1ページであります。2条の定義のところではありますが、法律用語で今、説明をいただきましたけれども、具体的にどういう事務が拡大されるのかと、町民にどういう影響があるのかということで、具体的内容についてお聞かせ願えればと思います。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 具体的な事務の内容ですが、基本的にはこれまでと同様の内容でして、法律で規定されている事務の内容につきましては、例えば税に関する情報について個人番号とひもづけをするすとか、あとは保険証の医療の事務に関するもので個人番号を利用する、または児童手当等で個人番号を利用するなど、今現在、個人番号とひもづけをされている行政事務の大半について法律でしっかりと位置づけをして、その利用の範囲を決めているものがございます。

情報を個人番号とひもづけすることについては、法律上可能となっておりますが、条例で改めてここで規定する内容につきましては、一旦ひもづけをした個人番号について内部利用ができるというような位置づけとして、条例で改めて規定をするものです。

例えば住民登録をする際に個人番号とひもづけをしたものについて、住民登録をする際の個人番号を収集はすることはできるんですが、例えばそれを児童手当の事務にも住民票を持ってくるときに、内部で住基ネットワークと連動する、その内部利用については法律上、条例で内部利用しますよというものを規定をしていないと利用ができないというような仕組みになっております。そうしたことから、法律でマイナンバーを使う事務についてはいろいろと規定をしておりますが、その事務の内容について改めて条例でもう一度、法定事務について同一のものをうたうことによって、内部での情報の利用が可能になるというような内容のものです。

具体的に事務で申し上げますと、法定事務だけで約150種類ぐらいの事務がございます。かなりほとんどの行政事務が、今マイナンバーとひもづけをされていますので、行政事務についてかなり多岐にわたっているというような内容でございます。

以上になります。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。了解いたしました。

役場庁舎内での事務の円滑化というふうに解釈をいたしました。分かりました。

この事務内容ですね、こうした今回専決処分としたという事務内容について伺いたいと思います。

先ほど法令で、今回の法令の公布日ですね。施行日は5月27日というふうに今、説明がありました。公布日はいつだったのかということ伺いたいと思います。といいますのは、私の持っている資料によりますと、本改正案に係る法令は令和6年4月12日公布というふうになってございます。ということであるならば、この間に議会としてはどのような対応があったのかと。

先日、日程表を配付もいただきましたけれども、4月16日に議会運営委員会、19日に第3回

臨時会、また全員協議会という日程がございます。また、5月になりましても5月13日に議員協議会、5月24日に議員協議会、これはたしか金曜日だったように記憶しております。そして、この施行日は5月27日は月曜日ということですね。

他の自治体の事務内容ですね、同様の事務において他の自治体はどういう事務がなされておったのか。それから、法令が改定されて、それ、これだけではありませんね。様々な法令が日々改定されて施行されていると思いますので、そのひとつひとつについて、本御宿町に該当するのか否かと。それは通常どのように事務がなされておるのかと。議会に提案して議決を得るとか、改定の場合ですね、というふうになってくるというふう思うんですけどもね。

それから、また今般の専決ですけども、似たような事務があったかなと思います。11月28日でしたか。このときも本来議決すべき案件だったものが、専決処分されたと、専決で提案を取るということだったと思います。このときも当時の議事録持ってきましたが、ここに係る事態、まず冒頭で町長が「本議案につきまして専決処分に係る事務手続につきまして、不手際がありましたことをこの場をお借りいたしまして、改めましておわび申し上げますとともに、今後このようなことのないよう十分に留意してまいりますので、よろしくお願い申し上げます」と、これは冒頭ですね。お話をされております。

そして、細かい質疑が行われました。事務内容についても、この11月28日に確認がされました。そして、今私が質問している部分ですね。文書管理、法務管理について、これはたしか総務課が行っているということで、ここの部分について不手際と申しますか、あったということで、こうしたことがないように報告書を私は求めました。再発防止策ですね。これもまだ私の手元には届いておりません。そして、これ時系列を見ますと、全く同じような事案だというふうに思うんですが、説明を求めたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） まず、このたびの番号法の改正でございますが、法律そのものにつきましては、令和5年、昨年度、令和5年6月9日に公布をされております。この公布は法律そのものにつきましては令和5年6月に公布をされたんですが、施行日につきましては、公布の日から起算して1年3か月を超えない範囲内において政令で定めるという形になっていまして、法律が改正された段階においては、施行日の具体的な日にちがまだ示されていなかったようなタイプの法令の改正でございました。

それを受けまして、先ほど石井議員さんご指摘のとおり、政令が公布されましたのが令和6年、今年度の4月12日に政令が施行されまして、その施行日を5月27日から施行するというこ

とで、今年の4月12日の段階で具体的な施行日として5月27日から施行ということが定まったようなものでございます。

先ほど来、ご指摘をいただいておりますが、本来4月12日に政令が公布されておりますので、5月27日に至るまで議会臨時会ですとか、協議会ですとか、いろいろ開催をしていただいておりますので、本来、自治法で定めます専決処分ができる場合につきましては、議会を開くだけの十分な時間がない場合ということで、極めて限定的な対応で規定されているということについては承知をしております。

私どものほうで例規のいわゆる法令が改正された場合等については、どんな法令が改正になっているのかということについてチェックをしながら条例と対比をし、必要があれば改正をするという手順を取っておりますが、今回につきましては総務課の所管の条例について、施行日が政令が発布されたことに気がつくのが遅くなったということで、非常にぎりぎりになってしまったというような結果の中での専決処分になります。

本来、12日に公布された段階で速やかに気がついていれば、十分な時間がございましたので、議会でご議決をいただくことができたのですが、政令が公布されていることに気がつくのが遅れた関係をもって、どうしても法律が27日に施行されてしまいますので、それに間に合う形で法律に合わせた形で専決処分をさせていただいたものです。

また、各団体の事務の取扱いというご質問でございますが、条例につきましては基本的に国のほうから準則が示されるものの、各団体によって法令のつくり込みが異なっているような状況もございます。近隣でも、もともと法令が、この番号法の条例を制定した段階において、政令で公布日が指定された日から施行するというので、あらかじめ昨年度の3月議会において議決を受けている団体が2団体、具体的に申し上げますと勝浦市、いすみ市等については3月の議会で、この施行日が決まる前の段階で条例上、公布をされた段階からこちらの適用に変わりますよという趣旨での条例改正が行われております。

御宿町と大多喜町の条例のつくり込みは、また市と若干違う部分がございますので、政令が施行された後に改正手続を取っているわけですが、そうしたことから基本的には議会での議決を受ける形になります。

今申し上げましたように、大多喜町のところでは、まだ今の段階では、私たちが気がついた段階では、議会のほうに上程をされておられませんので、恐らく法律の施行日に間に合わせる形については、専決処分の方法しかないのではないかというふうには考えております。

また、県のほうに問い合わせたところ、これの改正方法によっては3月議会において勝浦市や

いすみ市が行ったような手続を取っている団体と、専決処分の団体とまちまちだということは同っておりますが、議員ご指摘のとおり、そもそも条例については自治法の96条において議決要件になっておりますので、この179条をいたずらに使うべきものではないというふうには認識をしております。改めて今回、事務の事務上、気がつくのが遅れた結果、専決処分に至ってしまったということについては反省が残るところでございます。

以上になります。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

同類の案件が繰り返されていますね。町長、どうしてですか。どうしてこんなことが度々起こるんですか。何で事務官が陳謝しなければならいんですか。これは正常でしょうか。

11月28日も先ほど会議録、改めてご紹介をさせていただきましたけれども、町長、陳謝されていますよね。もう一度お読みいたしましょうか。「今後このようなことのないよう十分に留意してまいりますので、よろしく願い申し上げます」と、このときも専決処分、調査の段階でこれは議決すべき案件だったと。今回も議会を開催するいとまがないどころか、議会そのものが開催されているということですよ。町長、こうした事務についてどのようにお考えになりますか。お聞かせ願いたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、総務課長が説明がございましたが、このたびの件につきまして、議案の内容について法律の改正があったと。また、政令が発令されて気がつくのが遅かったということの説明がございましたが、そして昨年11月に同じような案件があったということで、私はおわびを申し上げましたけれども、同じようなケースがここにあったと。期間もしっかりと気がついていれば、事務を精査してれば、議会において議案として提出して審議をしていただくことができたのではないかなというふうなご指摘でございます。

そういう中で同じようなことがここにまた起きてしまったということについては、重ねて私はおわびを申し上げなければいけないとは考えておりますけれども、なかなか私自身としては、事務を執っている皆様方も日夜一生懸命やっただけだと考えております。そういう意味で、こういうことが起きたことは、全て私の責任ということでございますので、おわびを申し上げたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

改めまして、行政手順ですね。きちんと法令が改正だとか、そういうふうはどう事務をつかさどっていくのかと。どういうふうに仕事をするのかという手順書というんですか、マニュアル、そういうものを改めて議会のほうに提示をしていただきまして、事務を精査していただきたいと。そして、三たびこのようなことがないように事務を執っていただくということを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（滝口一浩君） 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論を行います。

討論をする方は登壇の上、発言してください。

まず、原案に反対の方の発言を許可します。

8番、石井芳清君。

（8番 石井芳清君 登壇）

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

本案に反対の立場から討論をいたします。

本専決処分にあたりましては、半年前に類例の事案が発生し、再発防止策の報告書を求めたにもかかわらず、提出がされておられません。そして、再びこのような事態が発生をいたしました。行政として町民の信頼を損なう事態であり、長の監督責任は極めて重いことを申し上げさせていただきます。反対の討論といたします。

○議長（滝口一浩君） 次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

（発言する者なし）

○議長（滝口一浩君） ほかに原案に反対の方の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） なしという声がありました。

次に、原案に賛成の方の発言はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（滝口一浩君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号を承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（滝口一浩君） 挙手多数です。

よって、議案第1号は承認することに決しました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第6、議案第2号 布施学校組合の解散についてを議題といたします。

教育課長より議案の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 議案第2号 布施学校組合の解散についてご説明申し上げます。

地方自治法第288条の規定により、一部事務組合を解散しようとするときは、構成団体の協議により行うこととされております。また、同法290条でこの協議を行うには、関係地方公共団体の議会の議決を得なければならないと規定をされております。

このたび組合の構成団体であるいすみ市、御宿町双方の議会で6月の定例会に議案を上程させていただいております。

布施学校組合は昭和30年の町村合併時に合併前の布施村を学区とし、布施小学校の設置管理を共同処理とする組合として設立されました。これまで布施小学校は組合立の小学校として地域の方々に愛されてまいりました。しかしながら、近年、児童数の減少による教育活動の制約等が深刻化してきた中で、子どもたちによりよい教育環境の整備を図るため保護者の皆様、地域の皆様、構成市町でございますいすみ市、御宿町で協議した結果、令和7年3月31日をもって、布施小学校を閉校することといたしました。これに伴い布施学校組合を解散するものでございます。

解散日は、布施小学校閉校の期日と同日の令和7年3月31日とするものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第7、議案第3号 御宿町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、伊藤城祐君の退場を求めます。

（7番 伊藤城祐君 退場）

○議長（滝口一浩君） 石田町長より議案の説明を求めます。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 御宿町農業委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。

本議案につきましては、農業委員会委員に1名の欠員が生じたため、伊藤城祐氏を農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。

略歴につきましては別紙のとおりでございますので、ご同意をくださいますようお願いいたします。

なお、任期につきましては、欠員となりました委員の残任期間である令和7年3月31日まででございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝口一浩君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(滝口一浩君) 全員の挙手です。

よって、議案第3号は同意することに決しました。

伊藤城祐君の入場を許可します。

(7番 伊藤城祐君 入場)

○議長(滝口一浩君) 伊藤城祐君に議案第3号は同意されたことを告知します。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長(滝口一浩君) 日程第8、議案第4号 御宿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(田邊義博君) 議案第4号 御宿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

今回改正いたします御宿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、国の基準の一部改正に伴い条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第29条第2項第3号中、20人を15人に改め、同項第4号中、30人を25人に改めるものです。これは小規模保育事業所A型の職員について、満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね20人につき1人以上としているところ、おおむね15人につき1人以上とし、満4歳以上の児童おおむね30人に1人以上としているところ、おおむね25人につき1人以上とするものです。

同様に、第31条では小規模保育事業所B型の職員について、第44条では保育所型事業所内保育事業所の職員について、第47条では小規模型事業所内保育事業所の職員について、同じく満3歳以上4歳未満に満たない児童おおむね12人に1人、満4歳以上の児童おおむね25人に1人

以上に改正しております。

附則でございますが、本条例の施行期日は公布の日から施行するものとし、経過措置として保育士等の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれのあるときは当分の間、今回改正する条文の規定は適用しないものとし、本条例の施行期日後においても改正前の規定が効力を有することと定めております。

施行期日につきましては、国基準の施行日は令和6年4月1日ですが、1年を超えない期間内で、この基準を定める条例が未施行の場合の経過措置が設けられているため、公布の日としております。

なお、この条例に規定する家庭的保育事業等については本町には事業所がないため、今回の改正による影響を受ける事業所はございません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第9、議案第5号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（金井亜紀子君） 議案第5号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、地方税の関係法令が整備されたことから、御宿町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

今回の改正は昨年度に引き続き、保険税負担の公平性の確保及び低所得者層の保険税負担の軽減を図るため、課税限度額と軽減措置の所得判定基準を引き上げるものです。

それでは、改正内容について新旧対照表によりご説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。

第2条第3項及び第21条第1項は、国民健康保険税の限度額の見直しに係るもので、後期高齢者支援金等課税額の限度額を2万円引き上げ、22万円から24万円に改正するものです。

第21条第1項第2号及び第3号につきましては、国民健康保険税の軽減措置の見直しに係るもので、軽減判定所得額の引上げを行い低所得者の負担軽減を図るものです。

第2号は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘ずべき金額を5,000円引き上げ、29万円から29万5,000円にするものです。

2 ページをご覧ください。

第3号は、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘ずべき金額を1万円引き上げ、53万5,000円から54万5,000円に改正するものです。

最後に、改正附則といたしまして、第1項では、この条例は公布の日から施行することとし、第2項では、経過措置といたしまして、国民健康保険税への適用を令和6年度分からとする旨を明記いたしました。

なお、本改正案につきましては、去る5月14日に開催されました国保運営協議会においてご協議いただき、ご承認をいただいたことを申し添えます。

以上で御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

国民健康保険税条例の一部改正ということではありますが、今般、提案あった中で具体的に影

響額、階層というんですか、今回、改正部分、住民の皆さん、どのように影響を受けるのかと。何人と額というのが分かれば、ご説明いただきたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 税務住民課長。

○税務住民課長（金井亜紀子君） それでは、限度額の見直しに係る改正の影響額につきまして、初めにご説明いたします。

限度額が22万円から24万円に上がったということで、改正前の限度額に影響があった世帯は22世帯でございます。今回、2万円引き上げることによって、限度額に影響があった世帯が20世帯ということで、2世帯が少なくなっているということでございます。金額にいたしますと、2万円の引上げが20世帯ありますので、そこでまず40万円、残りの2世帯は22万円から24万円の間に該当いたしますので、トータルいたしますと影響額として41万1,080円の増、限度額が上がるということになりますので、課税額が増えますので41万1,000円ですね、10円以下がないので41万1,000円の税額にして増額になるということでございます。

それと、軽減につきましては、まず2割世帯でございますが、今までの改正前ですと軽減対象外だった世帯から2割軽減に該当する世帯が新たに5世帯増えるんですけども、2割世帯から5割世帯へ動いた世帯が6世帯ございますので、2割軽減対象世帯としては改正前よりもマイナス1になるんですけども、5割軽減世帯はプラス6世帯ということになります。トータル、今回の改正とはまたちょっと違いますが、7割軽減、5割軽減、2割軽減の合計の該当世帯数が798世帯、プラス5世帯になって793世帯から798世帯になっておりまして、軽減額としましては23万7,100円、軽減額が増えることになります。

今回の改正で限度額で41万円増額になりますが、軽減としても23万7,100円増えますので、トータル税額としては17万3,900円の増額になるということでございます。

以上です。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(滝口一浩君) 挙手多数です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長(滝口一浩君) 日程第10、議案第6号 御宿町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(田邊義博君) 議案第6号 御宿町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本条例の改正につきましては、介護保険法施行規則の改正に伴い、指定介護予防支援事業の業務の委託に規定されている地域包括支援センター運営協議会についての引用条文にずれが生じたため、一部を改正させていただくものです。

公布の日から施行し、令和6年4月1日より適用いたします。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長(滝口一浩君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝口一浩君) 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝口一浩君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第 6 号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第 6 号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで10分間休憩いたします。

(午前 10 時 58 分)

○議長（滝口一浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 10 分)

◎議案第 7 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第11、議案第 7 号 御宿町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第 7 号 御宿町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

今回改正いたします御宿町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険法施行規則の改正に伴い所要の改正をするもので、地域包括支援センターの人員配置について柔軟化されるものです。

新旧対照表をご覧ください。

第 4 条第 1 項は 3 職種、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の人員配置の改正となります。現行法では 3 職種は常勤職員の配置が必要でしたが、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合、3 職種のうち 1 職種を常勤換算方法により非常勤職員とすることができることとなります。

第 2 項は、複数の地域包括支援センターが担当する区域ごとの第 1 号被保険者数の数を合算した数について、おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに地域包括支援センターに配置すべき 3 職種の常勤職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該 1 の地域包括支援センターが、それぞれ 3 職種の配置基準を満たすこととなります。

また、この場合において質の担保の観点から、当該 1 の地域包括支援センターは、3 職種の

いずれかに以上の常勤職員を配置しなければならないこととなります。

第3項は、第2項を加えたことに伴い所要の改正をしております。

附則は、公布の日から施行といたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

現在の御宿町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例ということで、ただいま説明がございましたが、3職種ですね。一部を非常勤とすることができるというふうに理解をいたしました。そうしますと質の低下等が懸念されるということですが、現在の御宿町の地域包括支援センターはどのように構成されておるのか。なかなか職員の確保は難しいというようなお話も伺うところでありますが、それについて状況について説明を受けたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 現在の御宿町の地域包括支援センターでございますが、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、こちらの3職種とも正規職員で構成しております。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

要するに人材確保ですよ、今後に向けても引き続き、御宿町とすると条例は改正はあるけれども、職員数は正規職員で構成できると。できればそうしていただくことが望ましいと考えるわけでありまして、そのことについての確認でございます。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 失礼しました。保健師につきましては、ヘルス事業をやっている保健師もいますので複数配置ができておりますが、社会福祉士と主任ケアマネ、こちらについては1人ずつということになっております。ただ、社会福祉士につきましては、介護保険のみならず障害福祉ですとか、児童福祉ですとかの仕事でも社会福祉士の必要性が高まっておりますので、できればこの社会福祉士については複数設置に向けて採用をお願いしてまいりたいと考えております。今のところは充足しております。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第12、議案第8号 令和6年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第8号 令和6年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算案（第1号）についてご説明申し上げます。

今回ご提案いたします補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ581万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億2,036万9,000円とするものでございます。

補正の内容は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修に係る予算を追加するものです。

予算書の事項別明細書によりご説明させていただきます。

6、7ページをご覧ください。歳入予算でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、4節職員給与費等繰入金に33万円を追加するものです。こちらは歳出の資格確認書用紙に係る印刷製本費に充てるための財源として一般会計繰入金を計上してあります。

7款国庫支出金、1項国庫補助金、1目社会保障・税番号システム整備費等補助金、1節社会保障・税番号システム整備費等補助金に548万6,000円を追加するものです。こちらはマイナ

ンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修及びリーフレット印刷の財政支援です。

8、9ページをご覧ください。歳出予算でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の10節需用費は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る資格確認書の用紙及びリーフレット印刷代34万9,000円を追加するものです。

12節委託料は、電算システム改修委託費です。改修内容は、オンライン資格確認等システムの登録情報と突合し、負担割合等の相違チェックする機能、全被保険者にマイナンバーの下4桁の情報を通知する通知書作成機能、資格確認書の出力機能に対応するもので546万7,000円を追加するものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

マイナンバー資格確認書の発行事務ということであるというふうに理解をいたしました。このマイナンバーカードの資格確認については、様々な懸念が表明されているというふうに思いますが、いよいよこれは昨年度3月に一般質問等で様々な観点で問題点を指摘させていただいたところであるわけでありまして、具体的に今年この事業が始まるわけでありまして。これに向けてどのように対応すると申しませうか、事務をどう進めていくのかについて、執行にあたってですね、注意すべき点であるとかを含めて、事務内容について承りたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 国民健康保険でございますが、保険証が12月2日で廃止になるということで、最後の保険証をこの8月1日から使える、8月1日から7月31日まで有効の保険証を7月の中旬頃、送付させていただきます。こちらについては12月に保険証自体の発行は止めてしまうわけなんですけれども、残りの期間、12月3日から7月31日までには有効でございます。

その間、来年度の7月31日をもって保険証の期限が切れてしまいますので、マイナ保険証を持ちでない方については、特に申請などいただかず、こちらのほうで情報を把握しておりますので、その情報によって資格確認書を送付させていただきます。これにより医療を受けてい

ただくということです。

また、マイナ保険証をお持ちの方につきましては、もうそのまま何も発行がないのでお手元にあるマイナ保険証で医療にかかっていたくというようなこととなります。

保険証がなくなるということで初めてのことで、住民の方もちょっと混乱するようなこともあると思いますが、その辺につきましては広報等で周知して、混乱なく医療にかかれるようにしてまいりたいと考えております。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

マイナンバーを使用したの医療受診等、なかなか進んでいないと全国報道されておりますが、本町はその部分については、数値等というのは把握をされていられるのでしょうか。それについて承りたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 利用率でございますが、間近なところで2024年3月ということで、町のマイナ保険証の利用率が7.57%でございます。ちなみに全国平均の利用率が5.7%です。

また、2024年3月時点の国保の加入者が1,957人おまして、マイナ保険証の登録者が1,251人ということで、マイナ保険証の登録は63.92%でございます。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

まだまだ利用率が低いということでありますが、この資格確認書というのは、ちなみにこれはずっと今後も発行されるということでよろしいのでしょうか、ずっと何年も。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） マイナ保険証の利用のない方については、今のところ永続的に使っていくものと考えております。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 5番、土井です。

医療機関にいきますと、ほとんど高齢者が多いんですね。若い人ってぽつぽつという感じですね、ほとんど。そうした中で、これを合体して一つのマイナンバーカードという形になると、何かの手续、やっぱりこういろいろあるわけでしょう。だからそれを何かの手续を

高齢者の人は、こんなこと言っちゃ悪いけれども、ほとんど疎いですよ。

ですから、その辺のフォローというか、アフターサービスというか、この辺をしっかりとしないと、私具体的には2つの合体の手続をどういうふうにするかというのは知りませんが、それが煩雑であればあるほど、なかなか使ってくれないとか、それもありまして御宿町としては、それを促進したいのであれば、そういうフォローをやっぱりやっていてもらいたいなど、そういう私は要望です。よろしくお願いします。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議員さんのご心配もごもっともでございますので、先ほども申し上げましたとおり、混乱なく皆さんがスムーズに使えるようにしてまいりたいと考えております。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

2番、岩瀬環樹君。

○2番（岩瀬環樹君） 2番、岩瀬です。

先ほど石井議員がお聞きした資格確認書、こちら僕調べたんですけども、これ毎年更新ができるような仕組みになっているようなんですが、事実上、マイナ保険証をつくらなくても毎年更新すれば、そのまま使えるという理解でいいでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） マイナ保険証のない方については、資格確認書の期限が切れましたら、新しいものを更新していくというようなことでございます。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

3番、塩入健次君。

○3番（塩入健次君） 3番、塩入です。

先ほど課長のほうから、今年の3月時点での利用率が7%ちょっとというようなお話があったんですけども、町内の医療機関においては現状、全ての医療機関でこのマイナ保険証の対応というか、読み取り装置とか、そういうものの設置というものは進んでいて、どこでも使えると、使おうと思えば使えるという形にはなっているのでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 町内の医療機関では保険証の読み取り機が全て入っていると理解しております。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝口一浩君) 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝口一浩君) これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(滝口一浩君) 挙手多数です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長(滝口一浩君) 日程第13、議案第9号 令和6年度御宿町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

企画財政課長より議案の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(埋田禎久君) それでは、議案第9号 令和6年度御宿町一般会計補正予算案(第2号)についてご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用する一体支援の調整給付に係る給付金支援や、地域観光業の活性化対策として通年にわたる誘客促進事業の実施、新型コロナワクチンの定期接種移行に伴う対応及び支援のほか、各施設の緊急修繕や工事に係る経費の増額などの予算措置をお願いするものです。

予算書の1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出それぞれ1億1,615万4,000円を追加し、補正後の予算総額を37億9,236万9,000円と定めるものでございます。

第2条は、地方債に関する規定です。

4ページをご覧ください。

地方債の追加でございますが、起債の目的はいすみ鉄道災害復旧支援事業で限度額60万円、その他の条件はご覧のとおりです。令和5年度に予算執行しているいすみ鉄道災害復旧支援に

係る国庫補助金の予算措置が令和6年度とされたことに伴い、補助分に係る補助・直轄災害復旧事業債を令和6年度、現年債として追加するものです。充当率は100%、交付税措置は95%です。

それでは、内容につきまして予算書の事項別明細に沿ってご説明いたします。

8ページをご覧ください。歳入予算です。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、3節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の2,144万2,000円は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援として実施する事業に対し、交付決定額を計上するものです。

3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金の7万3,000円は、予防接種事業において当初予算に計上したデータ標準レイアウト改正に対応するための予防接種台帳システム改修経費について、疾病予防対策事業費等補助金が交付されるものです。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金の7,797万9,000円は、純繰越金で収支の不足に対応するため追加するものです。

21款諸収入、2項雑入、4目雑入、1節雑入の1,606万円は、新型コロナワクチン接種が定期接種に移行したことに伴い、ワクチン代の国の当初見込み超過額1回当たり8,300円分について、新型コロナワクチン生産体制等緊急整備事業補助金が交付されるものです。

22款町債、1項町債、1目総務債、3節補助・直轄災害復旧事業債の60万円は、第2表、地方債補正で説明いたしたすみ鉄道災害復旧支援事業の補助分について対応するものです。

以上、歳入予算に1億1,615万4,000円を追加しております。

10ページをご覧ください。歳出予算です。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費の200万円は、庁舎管理事業に要する経費で、庁舎冷房不具合改善のための空冷チラー調査及び修繕、保健センター自動ドア故障に係る修繕、庁舎雨漏り対応として1階外壁シーリング打替え等に係る修繕料をそれぞれ計上するものです。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は複数の事業にまたがるため、事業ごとに説明いたします。

国民健康保険繰出金の33万円は、保険証のマイナンバーカード移行に伴う資格確認書の発行に必要となる用紙作成に係る費用について、国民健康保険特別会計に繰り出すものです。

生活支援・支え合いサービスの4万5,000円は、交流スペース、ふれあいの家の冷蔵庫故障に伴い、処分及び購入費用を計上するものです。

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業（一体支援）の5,844万7,000円は、国の

物価高騰対応の給付金事業で、定額減税補足給付金としての調整給付に要する消耗品やシステム改修等の事務費229万7,000円、給付費給付金5,615万円の所要額を計上するものです。

2項児童福祉費、3目こども園費の129万4,000円は、こども園運営事業に係る経費で、園児についての外国語指導をALTから外国語指導助手派遣業務委託に変更し対応するための委託料30万4,000円。水漏れによる床補修工事及び設置状態が不安定な雨どい集水管3本の補修工事を行うための工事費99万円を計上するものです。

4目児童福祉施設費の66万円は、児童遊園施設整備事業に要する経費で、御宿台見晴らし広場に設置している遊具の劣化が進行していることから撤去するため、工事請負費66万円を計上するものです。

12ページをご覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費の2,199万8,000円は、予防接種事業に要する経費で、新型コロナワクチン接種が定期接種へ移行したことに伴い、10月からの接種開始に向けて予防接種事業委託料を計上するものです。

対象者については、ワクチン1万5,300円のうち国が8,300円、町が3,000円を助成し、自己負担は4,000円となる予定です。

3目環境衛生費の47万7,000円は、公衆トイレ等維持管理事業に要する経費で、強風により倒壊した岩和田公衆トイレ電気引込み柱の修繕、多目的トイレ及び女子トイレ手洗いセンサーの故障に対応する施設修繕料38万円、隣接する建物の面格子破損に対応する補償補てん及び賠償金9万7,000円について、それぞれ計上するものです。

5款農林水産業費、3項水産業費、2目漁港整備費の62万7,000円は、御宿漁港内の灯台付近フェンスの劣化が進んでいることから、海上保安庁の要望を受けフェンス設置替え工事62万7,000円の工事請負費を計上するものです。

6款商工費、1項商工費、3目観光費は複数の事業にまたがるため、事業ごとに説明いたします。

観光関係事務事業の2,332万円は、物価高騰により落ち込んだ地域観光産業の下支えのため、通年にわたる観光コンテンツを造成し、町内観光消費増加を図る観光誘客促進業務委託に係る経費を計上するものです。観光講習会、G o T o御宿、イセエビ割引、釣りキンメ祭り等を御宿元気キャンペーン観光プロジェクトとして予定しています。

観光施設整備事業の89万1,000円は、老朽化の著しい浜倉庫解体工事に係る経費を計上するものです。

海水浴場安全対策事業の270万円は、海水浴場開設に伴う監視員宿舎の確保が必要になったことから、施設借上料を計上するものです。

4目、月の砂漠記念館管理運営費の248万6,000円は、屋上防水シートやコーキングなどの経年劣化により、ラウンジギャラリー天井や1階トイレ脇通路に雨漏りが生じたため、月の砂漠記念館の屋上防水及び内装補修工事193万6,000円、トップライト、外部階段漏水補修工事55万円をそれぞれ計上するものです。

5目町営プール管理運営費の87万9,000円は、競技事項の状況から町営プール運営委員会の開催回数が増加する見込みのため報酬3万5,000円を追加計上し、プール開園に向けて木柵等の劣化に対応するため機械室入り口、トイレ前フェンス、案内看板移設に係るプール設備改修工事84万4,000円をそれぞれ計上するものです。

以上、歳出予算に1億1,615万4,000円を追加しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 5番、土井です。

今の予算書見ていて、毎年恒例の花火大会が去年は実施されなかったわけです。コロナも明けて、ある面では皆さん、期待している方がいっぱいいらっしゃるんだなということで、御宿の夏を、あの海を見ながらビール飲みながらわいわいとやって、御宿のよさを味わいたいと、そういう方も私にはいらっしゃいまして、この予算書を見ても直接花火大会って書いてあるんだったら、それでそれはそうだなと思うんだけど、何か文字はいろいろ書いてあるんですけども、これは直接的に聞いたほうがいいなと思って、今年は花火大会はやるんですかということで、すみません、お答え願えますか。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（石井 学君） 花火大会の実施ということのご質問でございますが、これにつきましては花火大会の実行委員会で決めるものでございますけれども、今のところ実施という意向のものは示されてございません。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 実行委員会方式、それはどういう形で委ねるんだと思います。原資の

お金は町のお金じゃないかなと。ただ、民間のほうに団体のほうで、はい、やれやれといったって、そう動けるものじゃないですよ。それだけ優秀な、優秀なというか、企業の業績がいいところだったら、じゃ、俺が出すからやろうという話にはなるとは思いますけれども、今は結構そのままちょっとそれは難しいんじゃないかなと予測できるわけです。

そんなことで、課長、そっちに委ねているというようなことは、私はあまりにも主体性が無いと思うわけですよ。やらないならやらないという形ではっきりと実行委員会が握っているんだったら、そう我々にアナウンスしてもらいたいんです。ということは、まだやるかもしれないよという理解でいいのかなどうか。それはある面では、そういう形でそういう検討していただいて、いつ頃までには結論出しますよということであるならよろしいんですけども、やっぱり行政のこの金が常に花火大会につき込んできたわけですから、実行委員会任せでは、誰も町民は理解しませんよ。金を出すなんていうのは、それでもいいですよ。金出しているほうが一番強いですよ。

ということで、やらないということなんですか。それともまだ含みを残して7月7日までに、13日がもう大体海水浴という開設ということで話がありますので、早いところ決めないと、来るお客さんも、じゃ、よそに行こうという形になるのかなと思っちゃうわけですよ。それほどだから主体性を持って、この観光立町御宿ということをやっているんだからこそ、やることはやってくださいよ。町長が判断しなきゃ、どんどんつついてくださいよ。あなたが一番の担当者なんだから、あなたが表明していかないことには動きませんよ。新任で申し訳ないけれども、でもそれだけ重責を担っているということなんですよ。

私も言い過ぎかもしれないけれども、でも町民の代表ですから、そういうぐらいのことをやっぱり言っていかないと、納得してくれませんのでね。くどいように申し訳ないけれども、もう一度答えてもらえますか。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（石井 学君） これまでのような花火大会の開催というのは、今のところ検討してはございませんけれども、警備を配置しない形で簡易といいますか、警備を配置しない形での花火大会の検討というのは、今されている状況でございます。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 土井です。

そういうことであれば、そういうことでアナウンスしていってくださいよ。楽しみにする方

がいっぱいいるんですよ。警備、一々細かく言ってもあれなんですけれども、やっぱり安全第一ですから、こう言いながらね。過去にも多少なり火災とか何かが、生じたこともございます。そのようなことも一生懸命やっっているながら、そうなっちゃうのも、ある面で致し方ないなと思いつつも、みんなあそこ目を皿にして安全対策を消防団なり、いろんところがやってくれていますので、これにはご苦労で、本当にご苦労さまだということだと思っているわけですから。

だから、それを課長言ったようにアナウンスして、早めにアナウンスして、よそから集客を求めましょうよ。どんどん御宿に来るように、一つの要素じゃないですか、これだって。そういうことで、今ちょっと聞けましたので、今年の夏、期待していますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

3番、塩入健次君。

○3番（塩入健次君） 3番、塩入です。

民生費の児童福祉施設費の中で御宿台公園の御宿台にある公園の遊具を撤去するという費用が入っていますけれども、これ撤去して、その後に代わりのものが入るとか、そういうご予定はないのでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 御宿台の805番地地先の公園でございますが、今、海賊船が設置されておるんですが、これが設置から34年たっておりまして、大分程度が悪くなっておりまして、使っていますとけがの心配もあるということで、このたび撤去させていただき予算を計上させていただいたわけなんです。代替の遊具につきましては、今後検討してまいりたいと考えておりますが、ただ、子どもも減っている中で遊具というのは結構高いものでございますので、公園全部に整備していくというのは、なかなか難しい状況になっております。

町の方針といたしましては、集約化を図りたいということで、御宿台の噴水のある公園に遊具を数年かけて2つ3つ入れてあるんですが、そちらのほうを充実させていきたいと考えておりますので、現在、撤去した公園についての設置というのは、今のところ考えておりません。

○議長（滝口一浩君） 3番、塩入健次君。

○3番（塩入健次君） 塩入です。

議会といたしましても、若者とのワークショップなどを通じて、子育て世代などとの交流を図ったりしている中で、そこで出てくる一般の方々のご意見を伺うと、やはり御宿町では子ど

もを連れて遊びに行けるような公園が少ないと。ぜひそういうものを充実させていただきたいと、そういう声が非常に大きく聞こえております。

せっかくですので、子どもの数が少なく利用率が減っているということは、これは間違いないことかもしれませんが、今後のやっぱり少子化政策、子育て政策、こういうものに力を入れるという以上、こういうことにも多少なりとも財源の投入が必要かと思っておりますので、ぜひとも今後の施設の充実をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 今の塩入議員さんのお話ですが、私どもの次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画というのは5年ごとに更新するんですが、たびごとにアンケートやっけていまして、その中でも公園の充実というのは、かなり上位のほうで要望が上がっておることは承知しております。ですので、その充実の方向としまして集約化した上で、ある程度、今より貧弱な部分もございまして、結構楽しく遊べるような公園にしていきたいと思います。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

10番、田中とよ子君。

○10番（田中とよ子君） 10番、田中です。

13ページの観光関係事務事業、観光誘客促進業務委託2,332万円についてお伺いします。

これについては5月24日の議員協議会の中で説明を受けたんですが、改めまして、この委託の方法、委託方法についてどのような形で委託をしていくのか、一つの事業体に委託をするのか。事業の内容を含めて、こういった形で委託をするのかということでお伺いいたします。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（石井 学君） 観光誘客促進業務委託でございますが、まず、この業務の趣旨、目的でございます。

物価高騰等によって落ち込んだ地域の観光産業に対して、事業の継続を下支えするために地域の特産等を活用してキャンペーンに取り組むものございまして、今のところの想定でございますけれども、業務委託というところで観光協会に委託しようというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 10番、田中とよ子君。

○10番（田中とよ子君） 田中です。

観光協会に委託するという事なんですが、この内容について宿泊業者のみの支援なのか、例えば先日、説明を受けたのは、伊勢えび祭りですとか、キンメ祭り、その時期に宿泊した方に対してというような内容を伺いました。例えば宿泊業者だけではなく、素泊まりのお客さんとか、そういった方に対する支援等についてはどのようにするのか。

宿泊した方だけに、例えばイセエビを1人1匹、キンメを1匹とかという形で支援しますよということで、金額的には結構大きいんですね。業者というか宿泊業者、民泊をやっているとか、そういった方に対しての支援がどのようにしていくのか。そういったことについて観光協会に入会している方のみを対象にするのか、そういったことも含めてお伺いします。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（石井 学君） まず、この業務の内容でございますけれども、確かに宿泊業の方に向けたものでございますけれども、今回、宿泊といたしましても、お食事される方と素泊まりされる方いらっしゃると思います。そういったところにつきましては、町内で使用可能な優待券というのを発行しまして、町内でも町内の小売ですとか、そういったところにも活用できるような形で宿泊だけではなく、ほかの町内の小売でも活用できるような形で進めていきたいと思っております。

また、田中議員さん、おっしゃられましたように、イセエビですとか、キンメをつけるといったところでございますけれども、確かにそこは宿泊の方にとってのというような形になると思うんですけれども、こういったキャンペーンの参加につきましては、また募集も行っていただいて、その中で対応可能な宿泊業者にやっていただくというふうに考えてございます。

また、今回、宿泊ということにつきまして焦点を当ててございますけれども、これも昨年度におきましては、農業ですとか水産業、またプレミアム商品券などで、ほかの分野にでも支援していたところでございますけれども、今回、今まで当たっていなかった宿泊に焦点を当ててございます。

ただ、宿泊については、例えば材料を調達するときに町内の業者を使うだとか、あとは宿泊される場合ですと、やっぱりシーツですとか、そういったところも使うと思います。そういった場合には町内のクリーニング店ですとか、そういったところにも波及されますので、宿泊といたしましても、町全体で絡んでくるものというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 10番、田中とよ子君。

○10番（田中とよ子君） 多くの事業者が潤うような対応を考えてほしいと思います。宿泊する業者はもう限られています。そこだけではなく広い範囲で潤うことができるような対策を考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

6番、北村昭彦君。

○6番（北村昭彦君） 6番、北村でございます。

今の質問の関連なんですが、先日の議員協議会で観光施策ですか、一通りご説明をいただいたんですが、その後、若干の修正というか、内容の変更があったというようにも聞き及んでおります。改めまして、施策の内容についてご説明をいただければと思います。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（石井 学君） まず、内容そのものにつきまして、項目そのものについては変わってはいません。若干、議員協議会のときに説明させていただいたときには、宿泊の方に対しまして、町内で使用可能な優待券を1,000円分発行するというふうに申し上げたところでございますけれども、1,000円というのが適切かどうか分からないので、その辺は値段を上げて対応することも可能かと存じますので、その辺については、また現場と協議しながら、値段を上げられるかどうかとか、対象をどうするかとかというところで、今後考えていきたいと存じます。

○議長（滝口一浩君） 6番、北村昭彦君。

○6番（北村昭彦君） すみません、もう一度、ひとつひとつご説明いただいてよろしいでしょうか。今のところで現状で構いません。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（石井 学君） 失礼いたしました。まず、講習会、勉強会を行おうと考えております。料理部門の講習会について新しい料理方法等を考えて、今後に生かしていただくというような内容が1点でございます。

それと、先ほど申し上げましたG o T o御宿という、仮称かもしれませんが、G o T o御宿というところで、宿泊のお客様に町内で利用可能な優待券を発行するというものでございます。

また、9月、10月に伊勢えび祭りを開催するわけでございますけれども、予定でございますが、宿泊のお客様にイセエビ1匹をプレゼントというところでございます。これは宿泊、素泊

まりということではなくて、1泊以上の食事つきのお客様に対して、そういったサービスを行うというふうに考えてございます。

それと、あと1月から3月でキンメ祭りを開催したいと考えてございまして、宿泊のお客様にキンメを2人に1匹プレゼント、もしくは1人に1個アワビをプレゼントというところでございます。そのほか事務経費、あとプロモーション経費というところで予定してございます。

以上でございます。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

ただいまの質疑の関連でございます。まず、こちらの歳入のほうが全額一般財源で構成されているという提案になってございますが、この一般財源は原資があるのではないかと理解しております。これだとちょっと、会計法上はこれで合っているんだと思いますけれども、やっぱり政治といいましょうか、流利的にはちょっとなかなか理解ができない部分があると思いますので、誤解があるといけませんので、この事業に係る原資はどのようになっているのかと。

それから、ただいま幾つか質問がありましたけれども、観光協会に委託をするということで事務を進めたいというようなご説明であったわけでありますが、協会会員以外、商工会も含めてだと思えますけれども、結構今、会員外で事業をされている方がたくさんいらっしゃる。特に新規の方々が、あまり勧誘が進んでいないと申しましょうか、入っていらっしゃらない方がいらっしゃるやに伺っております。

そうした方々が、ここにこういう事業に参画をするということができるとかどうかというのが、ちょっと不透明なんです、募集をかけるという段階で。それについて多分、田中議員も質問もされたのかというふうに思うんですけれども、それについて改めて、その部分はどうなっていくのかということをお明らかにしていただければと思います。

それと、宿泊業も大変少なくなっているというふうにも伺っておりますが、実際予定ですね、宿泊業の方、現在、何件営業、予定されているのかと。これいわゆる観光業に特化して、この事業を推進するというふうに思うわけでありますが、この効果の結果、目標をどこに持っていくのかと。そうした中でこの事業を組んで、景気を浮上させると申しましょうかね、暮らしを守るということだろうと思うんですけれども、その目的に対して幾つに設定していくのかと。今回の事業費ですよ。それは当然あってしかるべきだというふうに思うんですね。それについて、この事業を実際組み上げて実施していただいて、そしてどの程度効果があったのかと。

それを今度どう生かしていくのかと、次年度に向けてですね。やはりコロナが明けて、改めて様々な活動が本格的に動いてくるというふうに思っております。そうした中で、こうした観光事業、いわゆる産業をどういう方向性に進めていくのかということは、大変大事じゃないかなと思うんですね。そうした中でこの事業を組み上げていくということが、私はその原資から見ても、私は求められているのではないかというふうに考えておりますので、その点について改めて、この事業の在り方について伺いたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（石井 学君） まず、今回のこの事業の財源でございますけれども、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金と財源を充てまして、実施していこうというふうに考えてございます。これ一般財源扱いになってございますけれども、こういった性格の交付金でございます、そちらで実施しようと考えております。

また、続いて募集の件でございます。これにつきましては、観光協会に入っている、入っていないにかかわらず、今回のこのキャンペーンに参加していただける方を広く募集してやっていこうかというふうに考えてございます。

また、今、件数というお話でございましたけれども、現在、ホテル、旅館、ペンション、保養所等々を合わせますと、おおむね70件程度という統計数字で把握してございます。また、民泊につきましては、この統計の数字には入っていないというふうに見込んでおりまして、今のところ3月31日現在の数で申し上げますと、おおむね20件程度というところで県の数字が押さえてございます。

また、目標というお話でございましたが、前回、昨年度、同じような形で実施、イセエビのキャンペーンといいますか、サービスを行ったところでございますけれども、前回は実績といたしまして1,200名弱のお客様にサービスをしてございます。ただ、今回やるからには、当然それを超える形のものというところ、また今回は年間を通じて3月ぐらいまでやりますので、当然それを上回る形で実施していきたいというふうに考えてございますが、そういった数字を押さえながら、来年度どういうふうな観光振興に結びつけていくかというのが課題といいますか、目標にはなってまいります。

こうしたただ数字を押さえるというだけではなくて、今後、観光または宿泊、また町内の事業所、それぞれが持続可能な形で来年度以降つなげていければというような形で考えてございます。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

先ほどキンメでありますとか、イセエビ等ですか、それから優待券、そうしたものがあるといふふうに伺いましたが、私は今後に向けて事業所さん、それから利用者の方々、御宿町に来ていただいてどうであったのかと。

私は様々なアンケートで、それは繰り返しますけれども、事業所さん、こういう事業をどう受け止めたのか、それをどう実施したのかと、どういう効果があったのかと。それから、そういう資格だとか、様々なイベントとかがあると思いますが、そこで御宿町に来ていただいた方、それは町内の町民の方もそうだったんですけれどもね。その参加者に率直にいろんなことをアンケートを取られたらどうでしょうか。

その辺は受託業者の協会さんとも打合せしていただいて、そしてそれを基にみんなで議論をして、次年度に向かうということは私は可能だと思うんですけれども、そしてまた、こうした大事な交付金、国のお金を使うわけでありますから、それはやはりきちんと活用されて、また国もこの事業、多分報告しなければいけないと思うんですね。そこにもこういう状況がありましたと、例えば引き続きご支援を求めるということについても、私は十分に説得できる、そういう報告書が私は可能だというふうに思うんですね。

議会、また町民にもそういうものを返していくと、報告をするということが、やはりこの国のお金を使うということの、私は最低限の利用方法だというふうに私は考えているわけでありますけれども、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（石井 学君） ただいま石井議員さんからご助言、アドバイスいただきましたように、確かにアンケート等を取って、その効果、それとまたそこから出てきた反省点等々を生かして、今後につなげていきたいというふうに考えてございます。ありがとうございます。

また、もちろんこの交付金がいつまでも続くということではないと思います。ここを契機にして、今後どのような形で進めていけるのか。また、今回この交付金を受けてその事業がどうだったのかというところを見ながら、今後の観光振興、また商工振興につなげていきたいと考えております。ありがとうございます。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

ぜひ自立、自活できて、また広がっていくという形で産業振興を進めていただければと思い

ます。

次に移ります。

戻ります。11ページ、庁舎管理事業であります、修繕料ということですが、先ほど提案説明の中にあつた中では、いわゆるこの庁舎のエントランス、階段部の補修費用というのは説明がなかったわけですが、依然として三角の赤いポールですか、立っておりますし、何回か通るんですけども、やはり傷みがどんどん進んでいるというのが実態だろうというふうに思うわけですが、それについてはどのようにしていかれるのか。ここに入っていたのかも含めまして、説明を受けたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 庁舎の修繕料でございますが、従来から庁舎エントランスですとか、外壁ですとか、いろいろな箇所について住民の方、利用される方にとって優しい役場であるべきだというようなご指摘をいただいております。

私たち総務課といたしましても、庁舎を管理する担当課といたしましては、そうした対応をしっかりと計画的に行っていく必要があると考えております。今回の補正予算では具体的に今、石井議員さんのほうからご指摘をいただきましたエントランスの修繕費については計上はしてございませんが、これまで庁舎も大分老朽化によって少し傷みが激しくなっております。

ただ、私たちの先輩がいわゆる庁舎百年の計ということで長く使っていく庁舎として建てていただいて、今、現役世代として私たちがお預かりし、町民の方にサービスを提供していく施設として、これからも長く使っていけるよう長寿命化を図っていく必要があると考えております。

これまであまり大きな修繕をしてきておりませんが、かなり役場のほうの庁舎も老朽化をしてきておりますので、計画性を持って、いわゆる具体的には来年度の当初予算ベースから財政の平準化を考えながら、計画的に外壁ですとか、エントランスですとか、また空調も今は清掃とか、メンテナンス等で代替措置として実施をしておりますが、今使っている冷却装置そのものも、もう既に代替のものがないというような状況で業者さんのほうからは伺っております。

本格的な修繕をする場合には、議場脇にございますが、ここの冷却装置も丸々新しいものに取り替ええないといけないということで、大分大きな費用がかかることが見込まれております。そうしたことから、単年度で全て実施というわけにはいきませんが、いわゆる5年程度の計画を立てた中で、順次実施をしてまいりたいと考えております。

具体的には次年度の当初予算から財政の平準化も踏まえながら、しっかりとまずは全体の把握と課題を整理しながら取り組んでいければと考えております。

以上になります。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

長く大事に使っていただくということでよろしいですか。分かりました。

それから、庁舎管理と申しましょうか、よく朝とか役場に参りますと、明るい元気で挨拶をいただく機会が大変多くなりました。やはりそういう気持ちで、やっぱり納税も含めまして、町づくりにおいて大変大事であると思えますし、そういう面では、この庁舎管理ですね。そのまず一丁目一番地と申しましょうかね、そういうところだと思いますので、引き続き細心の注意をもって、大事に長く使っていただくよう申し上げまして、次に移りたいと思います。

戻りますが、13ページ、商工費の中で町営プール管理運営費であります。工事請負費ということでプール設備改修工事ということで84万4,000円が補正対応ということで提案を受けております。これは先般、4月議会、4月の臨時議会の際に私、幾つか指摘をさせていただきました。その内容についてはどうであったのかと。

例えば消火器、まだピンが抜いていない消火器等も現場に当時あったと。それから、今幾つかフェンス等ですか、今般のこの修繕の内容も、当時私がしてきた部分が入っているのかなというふうには思うわけではありますが、そうした要するに日々の管理ですね。公共施設等の中での目視等の管理という中でなされていなかったということがあったわけでありまして、実際この補正の事業費を提案するにあたって、また間もなくプールも開設だというふうに理解をしておりますし、また報告も受けたところではありますが、それに向けてこのプール、どういうふうに運営をしていくのか、そこも含めまして、説明を受けたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（石井 学君） 前回の臨時議会におきまして、石井議員さんから消火器の件についてご指摘いただきました。その際に、それにつきましてはすぐにでも対応して撤去をしたところではございますけれども、まだ廃棄処分というところまでには至っていません。ただ、町民に危害が及ばないようなところで保管してございます。また、これにつきましては、既定予算の中で処分費が組めるのかなというふうに思っておりますので、早急に処分しようと考えております。

また、ご指摘いただきました、例えばプールの外の前のフェンスですけれども、これにつき

ましては、改修といたしますか、建て替えといたしますか、交換をする予定でございます。

また、表の案内看板でございますけれども、これにつきましては一旦撤去をしまして、案内の看板だけは管理棟につけてしまうというような形で考えてございます。

また、機械室を覆っている木材で使われておりましたフェンス、これにつきましては今、傾いているところでございますけれども、それを撤去をいたしまして、外から入れない形でフェンスをつけるというような形で現在、考えております。

また、管理につきましては、石井議員さんご指摘のあったときから、定期ということではないですけれども、2週間に1回、3週間に1回という形でプール、また記念館のほうの施設等々を見回っているところでございます。

また、運営につきましては、日々の管理を行いながら、安全、また安心して子どもたち、またほかのお客様が楽しんでいただけるような形で管理していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

プールの運営であります。特にプールの終了後ですね。終わった後、いわゆる9月に入っておりますか。終わった中で機材、資材がどうであったのかと。ひとつひとつ点検をして、そこで次年度に向けて、最低その段階で何が必要なのかと、大規模な工事が必要な場合もあるやに思います。また、もうそろそろ寿命が来ているという備品だとかというのものもあると思いますね。そういうものも当然その中できちんと把握できると思うんですね。それを次年度に予算のときにどうしていくのかということで、その段階でたしか過去だと終わって、そんなにたたない間に、たしかプール委員会がたしか開かれていたように思います。

今どのように開かれているとかは存じ上げませんが、できればプール委員会の方々にご足労をいただいて、運用の状況と、それは計数的にですね、見込み客であるとか、予定した事業がきちんと行われたかどうか、効果があったかどうかという検証もたしかされたように私伺って、過去ありましたが、施設そのものが8月末時点、終了時点でどうなっていたのかということも、目視の中できちんとやはり報告をして次につなげていくということが、施設を長く大事に使うということの第一点かなというふうに思いますので、その点についてはどのように事務を進めていくのか、伺いたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（石井 学君） まず、閉園後の運営と管理ということでございますけれども、終わった段階で次、来年度どうしていくべきかというところもでございます。例えば今ここで職員が手でペンキを塗っておけば、さび止めになるとか、そういった細かなところも踏まえて管理していきたいというところでございます。

今回の補正でプール運営委員会の報酬というところで予算を組ませていただいておりますけれども、今後の運営につきましても回数を重ねて協議して、また皆様とご相談させていただきながら、プールを長く使えるような形で運営していきたいというような形で考えてございます。

以上です。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第9号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで、午後1時30分まで休憩いたします。

（午後12時22分）

○議長（滝口一浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時30分）

◎請願第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第14、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第2号は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝口一浩君) 異議なしと認めます。

よって、請願第2号は委員会の付託を省略することに決定しました。

紹介議員、塩入健次君、登壇の上、趣旨説明をお願いいたします。

(3番 塩入健次君 登壇)

○3番(塩入健次君) 3番、塩入です。議長よりご指示がありましたので、ご説明いたします。

請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書。

住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。

団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会。

連絡会の構成は括弧内の記載のとおりです。

会長、田中弘美。

紹介議員、塩入健次。

御宿町議会議長、滝口一浩様。

請願事項。

2025年度予算編成にあたり「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁宛てに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

請願理由。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人一人が国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

しかし、かつては教材費、旅費、児童手当など、多くの経費が対象となっていました。次第に対象から除外され給与費のみとなり、2005年には給与費の負担割合が3分の1に縮減されてしまいました。

現在、地方自治体の状況は様々であり、子どもたちを取り巻く教育環境にも格差が生じています。

国民にひとしく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至であります。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用を除外することは、義務教育費国庫負担法第1条に明記される「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものであります。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望いたします。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁宛てに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

ご採択いただけますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 本請願に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本請願につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

請願第2号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、請願第2号は採択することに決しました。

◎日程の追加について

○議長（滝口一浩君） お諮りいたします。

ただいま提出者、塩入健次君、賛成者、北村昭彦君、発議第1号 義務教育費国庫負担制度

の堅持に関する意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝口一浩君) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎発議第1号の上程、説明、採決

○議長(滝口一浩君) 発議第1号を配付しますので、しばらくお待ちください。

(意見書配付)

○議長(滝口一浩君) 配付漏れありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝口一浩君) なしと認めます。

塩入健次君、登壇の上、説明願います。

(3番 塩入健次君 登壇)

○3番(塩入健次君) 3番、塩入です。議長よりご指示がございましたので、ご説明いたします。

発議第1号、令和6年6月13日、御宿町議会議長、滝口一浩様。

提出者、御宿町議会議員、塩入健次、賛成者、御宿町議会議員、北村昭彦。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について。

上記の議案を御宿町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提案理由につきましては、請願理由と同様ですので割愛させていただきます。

なお、意見書につきましては、配付いたしました資料のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○議長(滝口一浩君) 発議第1号を採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝口一浩君) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を直ちに採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

発議第1号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決しました。

◎請願第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第15、請願第3号 「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第3号は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

よって、請願第3号は委員会の付託を省略することに決定しました。

紹介議員、北村昭彦君、登壇の上、趣旨説明をお願いします。

(6番 北村昭彦君 登壇)

○6番（北村昭彦君） 6番、北村です。議長より指示がございましたので、ご説明いたします。

請願第3号 「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書。

住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。

団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会。

連絡会の構成はかっこ内のとおりです。

会長、田中弘美。

紹介議員、北村昭彦。

御宿町議会議長、滝口一浩様。

請願事項。

2025年度予算編成にあたり、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するために、「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」を貴議会に採択していただき、政府及び関係行政官庁宛てに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

請願理由。

教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人一人を取り巻く環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。また、各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生しました。災害からの復興はいまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ません。子どもたちの健全育成を目指し豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、2025年度に向けての予算の充実を働きかけていただきたいと考えます。

災害からの教育振興に関わる予算の拡充を十分に図ること。

少人数学級や小学校高学年専科を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。

保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。

現在の経済状況を鑑み、就学援助や就学金事業に関わる予算をさらに拡充すること。

子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。

安全・安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備に向け、バリアフリー化や洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

デジタル時代にふさわしい質の高い教育を実現するため、GIGAスクール構想を推進し、学校現場における様々な課題に対応できる環境を整えること、など。

以上、昨今の様々な教育諸課題は、教育予算を十分に確保することにより、解決されるものが多くあります。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁宛てに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

ご採択いただけますよう、よろしく願いいたします。

○議長（滝口一浩君） 本請願に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本請願につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

請願第3号を採択することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(滝口一浩君) 全員の挙手です。

よって、請願第3号は採択することに決しました。

◎日程の追加について

○議長(滝口一浩君) お諮りいたします。

ただいま提出者、北村昭彦君、賛成者、塩入健次君、発議第2号 国における2025年度教育予算拡充に関する意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝口一浩君) 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎発議第2号の上程、説明、採決

○議長(滝口一浩君) 発議第2号を配付しますので、しばらくお待ちください。

(意見書配付)

○議長(滝口一浩君) 配付漏れありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝口一浩君) なしと認めます。

北村昭彦君、登壇の上、説明願います。

(6番 北村昭彦君 登壇)

○6番(北村昭彦君) 6番、北村です。議長より指示がございましたので、ご説明いたします。

発議第2号、令和6年6月13日、御宿町議会議長、滝口一浩様。

提出者、御宿町議会議員、北村昭彦。賛成者、御宿町議会議員、塩入健次。

国における2025年度教育予算拡充に関する意見書の提出について。

上記の議案を御宿町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。
提案理由につきましては、請願理由と同様ですので割愛させていただきます。
なお、意見書につきましては、配付いたしました資料のとおりでございます。
よろしくお願いたします。

○議長（滝口一浩君） 発議第2号を採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を直ちに採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

発議第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決することに決しました。

◎請願第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第16、請願第4号 小中学校の給食費無償化など負担軽減を求め
る請願を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第4号は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

よって、請願第4号は委員会の付託を省略することに決定しました。

紹介議員、田中とよ子君、登壇の上、趣旨説明をお願いします。

（10番 田中とよ子君 登壇）

○10番（田中とよ子君） 10番、田中です。議長より指示がございましたので、ご説明いた
します。

請願第4号 小中学校の給食費無償化など負担軽減を求める請願。

2024年6月3日、御宿町議会議長、滝口一浩様。

請願者、令和6年度御宿町PTA連絡協議会、佐藤御宿中学校PTA会長、西宮御宿小学校

児童愛護会会長、井上布施小学校PTA会長、吉野夷隅郡市PTA連絡協議会副会長。

紹介議員、田中とよ子、石井芳清、土井茂夫、北村昭彦、藤井利一、椎木藤弘、岩瀬環樹、塩入健次。

請願理由として、御宿町は白い砂浜と里山の豊かな自然を持つ町です。私たちは、この御宿町で中学校は中学校として小学校は小学校として、子どもたちを伸び伸びと育てたいと希望しています。

一方で、新型コロナウイルス感染症による経済の悪化は、子どもを育てる世帯に貧困と格差を広げ、子どもたちにも深刻な影響を与えています。その一つが学校給食費です。学校給食は教育の一環であるとともに、子どもの健全な発達を支える上で重要な役割を果たしています。しかし、諸物価の高騰により今年度給食費の値上げが実施され、3子以上の子どもがいる家庭では今年から無償化になりましたが、保護者の負担は増えています。

夷隅郡市の御宿町以外の自治体では給食費の無償化が実施されており、御宿町でも同じようにしてほしいと願っています。全ての子どもが給食費の心配なく、平等に給食を食べられるようにするためにも、小中学校の給食費無料化を実施されることを心から願います。

一つ、修学旅行費補助金と小中学校入学準備費用補助金を令和5年度に戻してください。

二つ、小中学校に通う全ての子どもの給食費を全額無償化（公費負担）にしてください。

説明を終わります。

以上のことにつきましては、御宿町議会に請願としてお願いされていますので、採択後は御宿町議会から町長へこの請願を送付いたします。

ご採択いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（滝口一浩君） 本請願に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本請願につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

請願第4号を採択することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、請願第4号は採択することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（滝口一浩君） 以上をもちまして、今定例会の議事日程は全て終了しました。

ここで、石田町長より挨拶があります。

石田町長。

(町長 石田義廣君 登壇)

○町長（石田義廣君） 令和6年第2回定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびの定例会におきましては、3件の報告、1件の諮問と9議案につきましてご審議をいただき、いずれもご承認、ご決定いただき閉会の運びとなりました。ここに厚く御礼を申し上げます。

本定例会の審議の中でいただきました貴重なご意見等を踏まえながら町政の発展、向上に邁進する所存でございます。今後とも議員の皆様におかれましては、ご協力をいただけますようお願いを申し上げます。暑い季節に入っておりますので、皆様におかれましては、体調など崩されないよう、ますますご健勝にてご活躍されますことを心からお祈りを申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（滝口一浩君） 議員各位には慎重審議をいただき、また議事運営につきましてもご協力をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

以上で令和6年御宿町議会第2回定例会を閉会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでございました。

(午後 1時52分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 滝 口 一 浩

署 名 議 員 伊 藤 城 祐

署 名 議 員 石 井 芳 清